## 税務訴訟資料 第262号-189 (順号12039)

東京高等裁判所 平成●●年 (○○) 第●●号 各法人税更正処分取消等請求控訴事件 国側当事者・国(京橋税務署長、渋谷税務署長、渋谷税務署長事務承継者麻布税務署長) 平成24年9月19日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(○○) 第●●号、第●●号、第●●号、第●●号、平成●● 年(○○) 第●●号、平成24年4月17日判決、本資料262号-80・順号11930)

判

控 訴 人 有限会社A

代表者代表取締役 甲

控 訴 人 有限会社B

代表者代表取締役 甲

控 訴 人 有限会社 C

代表者代表取締役 乙 控 訴 人 甲

 4名訴訟代理人弁護士
 水野
 晃

 補佐人税理士
 永江
 憲一

同上 金田 晃

被控訴人

代表者法務大臣 滝 実

処分行政庁 京橋税務署長

古川 達弘

処分行政庁 渋谷税務署長

三次 直哉

処分行政庁 渋谷税務署長事務承継者

麻布税務署長

本多 一生

 指定代理人
 髙橋
 理惠

 同上
 森本
 利佳

 同上
 宮代
 智雅

 同上
 股村
 裕文

 同上
 福川
 真

同上 牧迫 洋行

主文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

事実及び理由

## 第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人有限会社A(以下「控訴人A社」という。) に対してした平成15年1月1日から同年12月31日までの事業年度以後の法人税の青色申 告承認取消処分(以下「本件青色承認取消処分」という。)を取り消す。
- 3 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人A社に対してした平成14年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1033万1380円、納付すべき税額245万9000円を超える部分及び重加算税賦課決定処分をいずれも取り消す。
- 4 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人A社に対してした平成15年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額1559万2420円、納付すべき税額403万7500円を超える部分及び重加算税賦課決定処分のうち重加算税額55万3000円を超える部分をいずれも取り消す。
- 5 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人A社に対してした平成16年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成20年10月20日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち所得金額15万6883円、納付すべき税額3万4300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分(ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの)のうち重加算税額1万0500円を超える部分をいずれも取り消す。
- 6 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人A社に対してした平成17年1月1日から同年12月31日までの事業年度の法人税の更正処分(ただし、平成20年10月20日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち所得金額354万7665円、納付すべき税額78万0300円を超える部分及び重加算税賦課決定処分(ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの)のうち重加算税額11万5500円を超える部分をいずれも取り消す。
- 7 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人A社に対してした平成16年1月1日から同年12月31日までの課税期間の消費税及び地方消費税の更正処分(ただし、平成20年10月20日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち納付すべき消費税額239万040円、納付すべき地方消費税額59万7600円を超える部分及び重加算税賦課決定処分(ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。
- 8 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人A社に対してした平成14年12月分及 び平成15年5月から平成17年12月までの各月分の源泉徴収による所得税の各納税告知処 分(ただし、平成21年4月3日付け裁決書訂正書による訂正後の平成20年10月20日付け 裁決により一部取り消された後のもの)、各不納付加算税賦課決定処分(ただし、上記訂正後の 上記裁決により一部取り消された後のもの)及び各重加算税賦課決定処分(ただし、上記訂正後 の上記裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。
- 9 渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで控訴人有限会社B(以下「控訴人B社」という。) に対してした平成18年1月から同年6月までの各月分の源泉徴収による所得税の各納税告知 処分及び各重加算税賦課決定処分を取り消す。
- 10 渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで控訴人有限会社C(以下「控訴人C社」という。) に対してした平成16年10月分の源泉徴収による所得税の納税告知処分を取り消す。
- 11 渋谷税務署長(麻布税務署長がその権限を承継。以下、控訴人甲につき同じ。)が平成19

年10月5日付けで控訴人甲(以下「控訴人甲」という。)に対してした平成17年分の所得税の更正処分重加算税賦課決定処分(ただし、平成20年12月2日付け裁決により一部取り消された後のもの)のうち所得金額9083万円(課税される総所得金額8936万3000円)、納付すべき税額10万3700円を超える部分及び重加算税賦課決定処分(ただし、上記裁決により一部取り消された後のもの)をいずれも取り消す。

- 12 渋谷税務署長が平成22年5月10日付けで控訴人C社に対してした平成16年9月1日から平成17年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額につきマイナス (欠損)80万3719円を超える部分、納付すべき税額につき零円を超える部分、翌期に繰り 越す欠損金につき80万3719円を下回る部分をいずれも取り消す。
- 13 渋谷税務署長が平成22年5月10日付けで控訴人C社に対してした平成17年9月1日から平成18年8月31日までの事業年度の法人税の更正処分のうち所得金額につきマイナス (欠損)360万5434円を超える部分、納付すべき税額につき零円を超える部分、翌期に繰り越す欠損金につき440万9153円を下回る部分をいずれも取り消す。
- 14 訴訟費用は、第1、2審を通じて被控訴人の負担とする。

### 第2 事案の概要

- 1 本件は、東京都中央区に所在するナイトクラブ「クラブA」の経営に関与する(ただし、経営への関与の仕方については争いがある。)控訴人A社、控訴人B社、控訴人C社並びに控訴人A社及び控訴人B社の代表者である控訴人甲につき、① 京橋税務署長が平成19年5月31日付けで控訴人A社に対してした、(a) 法人税の青色申告承認取消処分(本件青色承認取消処分)、(b) 法人税の更正処分及び重加算税賦課決定処分、(c) 消費税及び地方消費税の更正処分、重加算税賦課決定処分、(d) 源泉徴収による所得税の納税告知処分、不納付加算税賦課決定処分及び重加算税賦課決定処分、② 渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで控訴人B社に対してした源泉徴収による所得税の納税告知処分及び重加算税賦課決定処分、③ 渋谷税務署長が平成19年6月6日付けで控訴人C社に対してした源泉徴収による所得税の納税告知処分、④ 渋谷税務署長が平成19年10月5日付けで控訴人甲に対してした所得税の更正処分及び重加算税賦課決定処分、⑤ 渋谷税務署長が平成22年5月10日付けで控訴人C社に対してした法人税の更正処分には、事実の認定や法令の解釈に誤りがあるとして、各控訴人が上記各処分の全部又は一部の取消しを求める事案である。
- 2 原判決は、控訴人らの請求をいずれも棄却したところ、これを不服とする控訴人(1審原告) らが控訴した。
- 3 関係法令の定め、前提事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第2の2ないし6記載のとおりであるから、これを引用する。

## (原判決の補正)

- (1) 8頁4行目の「乙、」を削り、同頁6行目から7行目にかけての「原告甲に対し、」の次に「同月20日に乙に対し、」を加える。
- (2) 15頁10行目の「とおりである」を「とおりであり」に改め、同頁22行目の「及び」 を削る
- (3) 22頁24行目の「取得しているから、」の次に「いずれの客室も営業主体は少なくとも形式的に控訴人A社であって、」を加える。

- (4) 26頁25行目から26行目にかけての「確定申告を行っていたのであり、」の次に「控訴 人A社と控訴人B社は、いずれも本件クラブでの業務を分担していたのであって、それぞれの 事業実態を有する法人格であることは明らかであるから、」を加える。
- (5) 27頁9行目の「被告も、」の次に「控訴人B社の税務申告等を依頼した際の税理士報酬を 控訴人B社の経費として認めており、」を加える。
- (6) 35頁15行目の「されたものであり」の次に「、権利の濫用とも評価でき、」を加える。
- (7) 81頁23行目の「法律第8号」を「法律第6号」に改める。
- (8) 84頁19行目の末尾に「(4号)」を、同頁22行目の末尾に「(5号)」をそれぞれ加える。
- (9) 148頁16行目の「1項」の次に「(ただし、負担軽減措置法4条の規定による読替後のもの。)」を加える。
- (10) 155頁9行目の「順号順号」を「順号」に改める。

(控訴人らが当審において追加又は敷衍した主張)

国税査察官が犯則調査をし、その後所轄税務署長が課税をするに当たり、犯則調査の対象となった法人格とその後の課税の対象となった法人格が異なる以上、当然後者へ告知をして弁解の機会を与えるべきであるにもかかわらず、本件の処分庁らは控訴人A社に対する犯則調査の記録に基づき、その他の控訴人らに対して、全く告知などをせず弁解の機会も与えないまま課税をしており、このような課税手続は違法である。

しかも、処分庁らの各控訴人らに対する課税処分は、一般的な課税基準とは合致しない不公平なものであったと言わざるを得ず、もし、控訴人らに弁解の機会を与えていたら、当然、交渉によって普遍的な基準の課税に落ち着き、控訴人らが異議を申し立てることはなかったと思われる。租税法律主義ないし適正手続の保障は憲法の要請であり、本件のような全くの不意打ち的な処分はやはり適正手続の保障を欠く違法な処分である。このように解さなければ、課税庁は国税犯則取締法に基づき調査された者及び関係者全てについて法人税法、所得税法の規定による調査を省略することができ、単にいわゆる税務調査にかかる反面調査のみで、納税者に接触することなく課税処分を行うことができることになって、税務調査に関する諸規定の存在意義が失われ、憲

# 第3 当裁判所の判断

当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、次のとおり付け加えるほか、原判決「事実及び理由」中の第3記載のとおりであるから、これを引用する。

法が保障する租税法律主義ないし適正手続に反する事態が生じることになるからである。

#### (原判決の補正)

- 1 36頁12行目の「乙10」を「甲9、乙10」に、同頁23行目の「乙12の1」を「甲8、 乙12の1」にそれぞれ改める。
- 2 37頁14行目の「甲1・13頁」を「甲1・12、13頁」に、同頁20行目の「甲1・2 0、21頁」を「甲1・13、20、21頁」にそれぞれ改める。
- 3 40頁15行目の「甲1・16」を「甲1・16頁」に改める。
- 4 42頁3行目の「原告B社名義で」の次に「控訴人B社の預金口座から引き落とされる等して」を加え、同頁4行目の「甲1、17頁」を「甲1・17頁」に改める。
- 5 44頁12行目の「有限会社N」を「N株式会社」に改める。
- 6 45頁2行目から3行目にかけての「17ないし19枚目」を「18、19枚目」に改める。

- 7 46頁2行目の「24」の次に「、控訴人甲本人尋問調書22頁」を加え、同頁3行目の「平成14年6月25日、H銀行丙口座を解約し、」を削り、同行目から4行目にかけての「同年10月2日」を、「平成14年10月2日」に改め、同頁5行目の「開設した。」の次に「なお、控訴人甲は、同年11月26日、H銀行丙口座を解約した。」を加え、同頁21行目の「39頁」を「14、39、40頁」に改める。
- 8 47頁9行目の「38頁」を「39、40頁」に、同頁16行目の「17の133、」から同行目「、19」までを「17の1、19、33、34の1及び2、35の1及び2」に、同頁2 3行目から24行目にかけての「乙45、57」を「乙45、47」にそれぞれ改める。
- 9 48頁10行目の「乙45ないし48」の次に「、控訴人甲本人尋問調書43頁」を加え、同 頁15行目の「ないし4」を削り、同頁22行目から23行目にかけての「乙51の1ないし1 2」を「乙51の1ないし11」に改める。
- 10 50頁11行目の「行うことをもって足り、」の次に「更正処分をするに当たり」を加える。
- 11 53頁5行目の「該当し、」を「該当せず、違法性は軽微であり、」に改める。
- 12 60頁7行目の「精算金」を「立替金」に改める。
- 13 61頁2行目の「株式会社」を「会社」に、同頁3行目の「同法349条3項」を「同法349条4項」に、同頁4行目の「取締役の職務執行」を「会計」にそれぞれ改め、同行目の「同法381条」の次に「、389条1項、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律24条」を加える。
- 14 62頁16行目の「甲24」を「甲25」に改める。
- 15 63頁7行目の「乙49」を「乙50」に改める。
- 16 66頁18行目の「上記(2)」から同頁21行目の末尾までを「控訴人甲の役員報酬は平成 17年12月期は月額150万円が定額で支給されており、仮に控訴人甲の同期の役員報酬が月 額300万円であるとすれば、上記と同様に未払分の150万円が未払金と計上されるべきであ るのに、これがされていないのは不自然である。したがって、控訴人らの上記主張を採用するこ とはできない。」に、同頁22行目の「上記1(7)オ」から同頁23行目の「あったところ」まで を「月額150万円が定額で支給されていたところ」にそれぞれ改める。
- 17 70頁1行目の「前記5」を「前記4」に改める。
- 18 72頁9行目の「前記3ないし7」を「前記3及び6ないし8」に改める。

(控訴人らが当審において追加又は敷衍した主張に対する判断)

控訴人らは、本件においては犯則調査の対象となった法人とその後の課税の対象となった法人 が異なるのであるから、後者の法人に対して告知弁解の機会を与えず、課税したのは憲法の定め る租税法律主義ないし適正手続の保障を欠く違法な課税手続であると主張する。

しかしながら、国税通則法24条の調査は、その範囲、程度、手段等が税務署長及び国税庁等の当該職員の決するところに委ねられており、課税庁内部における調査も含まれていると解すべきこと、納税者に対する質問検査は更正処分をする場合の要件ではなく、更正処分をするに当たり課税庁が納税義務者に対して直接質問検査をしなければならないものではないと解されること、課税庁が課税処分をするに際して、犯則調査により収集された資料を利用することは許されると解され、このことは、課税処分の対象者が犯則嫌疑者本人ではなく、犯則被疑事件における参考人その他の関係者である場合にも何ら異ならないことは、前示のとおりである。

また、控訴人らは、控訴人らに弁解の機会が与えられていたら、交渉によって本件のような一

般的な基準に合致しない不公平な課税処分を避けられた旨主張するが、前記で判断したところに よれば、本件課税処分が、課税庁が裁量の範囲を逸脱し裁量権を濫用したものとは認められない から、上記主張の前提である本件課税処分が不当な課税処分であるとの事実は認められない。

以上のとおりであるから、控訴人らが当審において追加又は敷衍した主張は、理由がない。

### 第4 結論

以上のとおりであるから、控訴人らの請求は理由がないから、これをいずれも棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、訴訟費用の負担につき、行政事件訴訟法7条、民事訴訟法67条1項、61条、65条1項本文を適用して、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第11民事部 裁判長裁判官 瀧澤 泉 裁判官 三代川 俊一郎 裁判官 梶 智紀